

④ 長寿医療制度と社会保険料控除

Q : 長寿医療制度の保険料を払った場合の社会保険料控除の取扱いはどうなりますか？

A : 支払った者には、社会保険料控除の適用があります。

【解説】

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)は、原則として、今年の4月から、年金からの天引きで保険料が徴収されてきましたが、10月からは、市区町村へ一定の手続きを行えば、本人以外の配偶者や子供の口座から口座振替により保険料を支払うことが可能になります。

ところで、この社会保険料を支払った場合には、所得から社会保険料控除の適用がありますが、社会保険料控除は、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることとなっています。

したがって、10月からは、次のように取り扱われることとなります。

- ① 本人の年金から特別徴収された場合
年金の受給者本人に社会保険料控除が適用されます。
- ② 被保険者の世帯主又は配偶者等が口座振替により保険料を支払うこととした場合
口座振替によりその保険料を支払った世帯主又は配偶者等に社会保険料控除が適用されます。

